

～勝間小学校いじめ防止基本方針～（概要）

1 「いじめ」のとりえ方

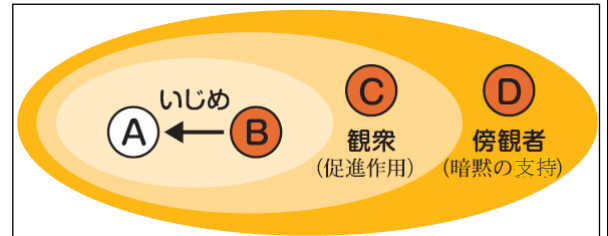
■いじめの定義

いじめとは、「当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

※「いじめ」かどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立つて行う。

■いじめの構造

「A：いじめられている子」から見れば、「B：いじている子」だけでなく、「C：観衆」（いじめを嘲笑したり、はやし立てたりする子）も、いじめを助長し、促進する存在である。また、無関心さや、自分が次のターゲットになることへの恐れから、「D：傍観者」（見て見ぬふりをしている子）も、暗黙のうちにいじめを支持していることになる。また、それぞれの立場も、固定したものでなく変動するので、いじている子でさえ、いついじめられる立場になるかわからない不安定な集団になる。



いじめ解消のためには、「B：いじている子」に対する指導だけでなく、「C：観衆」「D：傍観者」といった周囲の子どもたちを“いじめを許さない存在”に変えていく指導が必要である。

2 いじめ防止等に向けた取組

人権学習を充実させ、差別をしない、差別に負けない、差別を許さない強い気持ちを育てることが、一人ひとりのかけがえない命を守ることにつながる。いじめのない明るく楽しい学校生活を実現するために、以下の内容に全力で取り組む。

(1) 未然防止 ～「笑顔あふれる学校」をめざします～

- ① **学級目標の設定** 子どもたちで話し合って学級目標を作成し、学級に掲示する。この目標をみんなで共有して、お互いを思い合い助け合う気持ちをもつことができるように、学級づくりを進める。
- ② **異年齢色別活動の充実** 全校児童を4つの色別に分け、なかよし遊びや読み聞かせ、ゲームなどの活動を行うことを通して、共に学び合い、支え合う仲間づくりをめざす。リーダー育成にもつなげる。
- ③ **「かつまの星」** 自己有用感を高めるために、友達のいいところをカードに書き掲示板に入れる。
- ④ **「勝間笑学校」掲示** 「居場所・絆づくり」のために、全校児童と教職員の笑顔写真を掲示する。

(2) 早期発見・早期解決 ～全教職で子どもたちを見守ります～

- ① **「子どもの状況の共有」** 毎月、全教職員で気になる児童の情報交換や共通行動について話し合う。
- ② **「なかよしアンケート」** 児童の悩みや人間関係を知るために、定期的にアンケートを実施する。
- ③ **SC・SSWの積極的活用** 専門家による保護者への教育相談や児童の行動観察を行う。

3 いじめに対する措置 ～いじめは絶対に許しません～

- ・ いじめられている児童を徹底して守り、いじている児童（観衆・傍観者を含む）に対しては、毅然とした態度で指導する。
- ・ 関係児童に対して、担任が家庭訪問をしたり保護者に来校を依頼したりして、事実確認と今後の対応を話し合う。また状況に応じて、「学級PTA」を開催し、管理職等を交えて対応策などについて話し合う。
- ・ 重大事態と判断した場合は、市教育委員会に報告するとともに、警察等関係機関に連絡し、適切な指導と支援を依頼する。